

熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例の一部改正について

熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和 29 年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める者」を「第 22 条の 4 第 3 項に規定する定年前提任用短時間勤務職員（以下「定年前提任用短時間勤務職員」という。）」に改める。

第 4 条第 4 項を次のように改める。

- 4 定年前提任用短時間勤務職員の給料月額は、当該定年前提任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前提任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、前項の規定により当該定年前提任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第 2 条第 3 項の規定により定められた当該定年前提任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第 4 条の 2 を削る。

第 5 条第 2 項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第 3 項及び第 5 項中「その者」を「当該職員」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（定年前提任用短時間勤務職員についての適用除外）

第 5 条の 2 前条の規定は、定年前提任用短時間勤務職員には適用しない。

第 7 条第 2 項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第 3 項中「再任用職員」を

「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第8条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項第1号及び第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第16条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の見出し及び7項を加える。

(60歳に達した日後における最初の4月1日以後の職員に係る給料の特例)

14 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第16項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第5条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

15 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員
- (2) 熊本市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第27号)第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
- (3) 熊本市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

16 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第18項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受けるもののうち、特定日に附則第14項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるもの

する。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなるもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第14項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

17 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

18 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第14項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第16項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

19 附則第16項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第14項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

20 附則第14項から前項までに定めるもののほか、附則第14項の規定による給料月額、附則第16項の規定による給料その他附則第14項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第2再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 234,000	円 274,300	円 303,000	円 338,800	円 415,200

別表第3再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		基 準 給料月額				
		円 225,200	円 271,100	円 298,100	円 331,900	円 405,200

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用職員がこの条例による改正後の熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される第4条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第2号）第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 4 改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の条例第4条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第2号）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第2条第1号及び第6条第3項において準用する熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第5号）第26条第2項の規定を適用する。
- 6 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第5条の2、第7条第3項及び第16条第3項の規定を適用する。
- 7 改正後の条例第8条第1項の職員に暫定再任用職員又は暫定再任用短時間勤務職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号及び第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員」とする。
- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（提出理由）

国家公務員法等の一部を改正する法律（令和3年法律第61号）の施行による一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の一部改正に伴い、本市もこれに準じて、当分の間、60歳に達した日後における最初の4月1日以後の教育職員に係る給料月額を60歳時の7割水準とする等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。